

令和6年度 NHK歳末たすけあい募金特別配分実施要領

1 趣 旨

この要領は、長野県共同募金会(以下「本会」という。)が、日本放送協会(NHK)、中央共同募金会、NHK厚生文化事業団の共催により令和6年12月1日(日)から25日(水)までを募金運動期間として実施する「第74回NHK歳末たすけあい」の募金を財源として、子どもや障がい児・者への支援に必要な物品の整備への特別配分を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 配分対象施設・団体及び事業、配分限度額

特別配分の対象となる施設及び事業、配分限度額は次表の①から⑦とし、物品整備事業については消費税を含むものとする。

なお、⑥⑦の対象事業については、別途定める実施要項によるものとする。

対象施設・団体	対象事業	配分限度額	備考
① 地域活動支援センター	就労又は訓練等の日中活動において利用者が使用する物品の整備	1施設 10万円	社会福祉法人及びNPO法人の運営施設
② 児童発達支援事業施設 (放課後等デイサービス)			
③ 障害者グループホーム	入居者が共用する物品の整備		NPO法人の運営施設
④ 自立援助ホーム			令和6年度は児童養護施設の物品整備事業は対象外。令和7年度社会福祉施設等整備配分事業(令和7年5月募集予定)の対象とする。
⑤ 児童支援施設 (乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童心理治療施設)			
⑥ 児童養護施設	普通自動車免許取得支援	/	/
⑦ 長野県里親会連合会等の団体			

3 対象外事業、物品

次に掲げる事業や物品購入は特別配分の対象としない。

- (1) 事務用としての複写機、パソコン、プリンター等の物品の購入
- (2) 既存施設・設備及び物品の修理・修繕事業
(既存のトイレ、洗面台等の修繕は対象外。新規で設置、購入は対象。)
- (3) 消耗品類(マスク、消毒液、除菌シート等、繰り返し使用できない物品)の購入
ただし、申請物品の附属品類はこの限りでない。

4 申請

1 法人(団体)について 1施設の申請とする。

配分申請書に関係書類を添付し、郵送により通知に定める期日までに本会に提出する。

5 配分金の決定、交付

- (1) 運動期間終了後速やかに配分額を決定し、令和7年2月上旬に配分金を交付する。
- (2) 募金実績が配分申請総額に達しない場合、配分金の減額調整をすることがある。

6 配分金の交付条件

次に掲げる条件を付して配分金を交付するものとする。

- (1) 本会からの配分決定通知を受領する前に事業を実施しないこと。
- (2) 令和7年3月末日までに事業を完了(配分金の支出)すること。
- (3) 配分事業を中止するときは、事前に本会の確認を得ること。
- (4) 決定通知受領後、申請物品を変更する場合は、変更する物品のカタログ(写真)及び見積書を実施報告書提出時に他の添付書類と一緒に提出すること。
- (5) 本会の配分により購入した1点 10 万円以上の物品については、購入した年の翌年度から5年間を本会管理期間とする。万が一、管理期間中にやむなく改造、処分等の必要が生じた場合は速やかに本会に照会を行い、指示を受けること。
- (6) 会計処理について法人・団体の経理規程等に基づき適切な経理事務を行うこと。
なお、前記に該当しない団体等は配分金の管理及び用途についての会計帳簿を備え、常に事業の状況及び経理の内容を明らかにしておくこと。
- (7) 次の方法により寄付者への周知を行うこと。
 - ア 取得物品に、本会指定の配分明示シールを貼付すること。
 - イ ホームページ、機関紙及び保護者通信などに、取得した物品等を「NHK歳末たすけあい募金」で購入したことを明記すること。
- (8) 本会からの指示により、関係者等への礼状を送付すること。

7 事業の実施

事業の実施については、本会からの配分決定通知受領後、直ちに行うものとする。

8 事業の報告

事業完了後、1 か月以内に「様式4 実施報告書」を提出する。

9 配分金の返還

本要領に違背した場合は、配分金の返還を求めることとする。